

近畿地方整備局 足羽川ダム工事事務所
資料配布

配布日時	平成25年3月25日 14時00分
------	----------------------

件名	足羽川ダム建設事業の補償基準妥結 ～用地補償等に関する協定書の調印式を開催～
----	---

概要	<p>足羽川ダム建設事業に伴い必要となる用地補償等に関し、地権者団体と事業者である近畿地方整備局との間で、補償基準の合意に達したことから、協定書の調印式を以下のとおり開催します。</p> <p>○調印式日時：平成25年3月27日（水）10：30～12：00 ○調印式会場：福井県今立郡池田町藪田5-1 能楽の里 文化交流会館 2F 大会議室 ○協定当事者：部子川ダム対策委員会長 足羽川ダム小畑地区対策協議会長 国土交通省近畿地方整備局長 ○立会人：池田町長 福井県土木部長</p>
----	--

取扱い	_____
-----	-------

配布場所	近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ 福井県政記者クラブ
------	------------------------------------

問合せ先	国土交通省 近畿地方整備局 足羽川ダム工事事務所 副所長 <small>あずま</small> 東 <small>しげみつ</small> 繁光 TEL 0776 - 27 - 0642（代表）
------	---

「足羽川ダム建設事業に伴う損失補償基準に関する協定書」の調印式について（補足説明）

1. 協定締結の目的

足羽川ダム建設事業に伴い必要となる用地補償等に関し、地権者団体（部子川ダム対策委員会並びに足羽川ダム小畑地区対策協議会）と国土交通省近畿地方整備局との間において、池田町長及び福井県土木部長を立会人として、円滑かつ適正な用地補償に資するために損失補償基準に関する協定を締結するものです。

2. 損失補償基準の取扱いについて

「足羽川ダム建設事業に伴う損失補償基準」は、足羽川ダム建設に必要な土地等の価格等、個人の財産を補償する際の基準となる単価等です。

損失補償基準の内容については、個人の財産に関わる性格のものであることから公表することは差し控えさせていただきます。

「足羽川ダム建設に伴う損失補償基準に関する協定書」 調印式

日時 平成25年 3月27日(水)

10:30～12:00

場所 福井県今立郡池田町藪田5-1

能楽の里 文化交流会館

式次第

- 1 開式の辞 司会
- 2 起業者挨拶
国土交通省近畿地方整備局長 谷本 光司
- 3 協定書の確認
足羽川ダム工事事務所長 島本 和仁
- 4 協定書調印
【調印者】 国土交通省近畿地方整備局長 谷本 光司
部子川ダム対策委員会会長 藤田 武志
足羽川ダム小畑地区対策協議会会長 板倉 重守
【立会者】 池田町長 杉本 博文
福井県土木部長 西山 幸治
- 5 写真撮影
- 6 地元代表者挨拶
部子川ダム対策委員会会長 藤田 武志
足羽川ダム小畑地区対策協議会会長 板倉 重守
- 7 立会人挨拶
池田町長 杉本 博文
福井県土木部長 西山 幸治
- 8 来賓挨拶
池田町議会議長 飯田 拓見
- 9 起業者謝辞
国土交通省近畿地方整備局長 谷本 光司
- 10 閉式の辞 司会

会場のご案内

位置図



調印式会場

能楽の里 文化交流会館

福井県今立郡池田町藪田 5-1

TEL 0778-44-7000

